

福祉施設等における一般雇用に関する理解の促進等、 障害者福祉施策等との連携の一層の強化について

～ 平成18年4月18日付け職高発第0418001号通達のポイント ～

改正障害者雇用促進法及び障害者自立支援法の施行を踏まえ、福祉的就労から一般雇用への移行の促進等、雇用と福祉の一層の連携強化を図るため、

- 福祉施設等に対し、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組の強化を働きかけるとともに、併せて、養護学校等や医療機関等への働きかけ、障害者本人やその保護者への働きかけ等も行い、
- さらに、個別支援の各段階に応じ、関係機関・施設等の間において、個々の障害者に対する支援を着実につないでいくための、一層緊密な連携の確保を図ることとした。

1 福祉施設等における就労支援の現状等の把握

- 公共職業安定所は、管内の福祉施設等を訪問して、その現況、一般雇用への移行に対する考え方等を把握し、「福祉施設等就労支援データベース」を整備する。

2 「障害者就労支援基盤整備事業」の実施

(1) 事業の概要

障害者雇用に実績のある企業関係者等の知識・経験や就労支援の実績がある施設の取組事例を活用して、福祉施設等における、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進、就労支援に関する理解・ノウハウの向上を図る（都道府県労働局が実施）。

○ 「福祉施設等就労支援セミナー」の実施

福祉施設等の職員等を対象として、一般雇用に関する理解や就労支援の方法に関する基礎的な知識を高め、就労支援を効果的に行えるようにするための「福祉施設等就労支援セミナー」を実施する。

○ 「障害者就労アドバイザー」による助言

企業における障害者の雇用管理・作業指導について豊富な知識・経験を有する者を「障害者就労アドバイザー」として登録し、個別の福祉施設等に派遣して、就労支援に関する指導方法等について助言等を行い、就労支援体制の強化を図る。

(2) 都道府県の福祉担当部局等との調整・連携

- 都道府県の福祉担当部局等と調整・連携し、障害者自立支援法に基づく新サービス体系への移行に関する都道府県の方針と連動して、計画的に、セミナーの実施、アドバイザーの派遣を行う。

(3) 事業の発展的な展開

- セミナーの実施と併せて、事業所見学会等を積極的に実施する。
- 地域障害者職業センターが実施する「地域職業リハビリテーション推進フォーラム」等、就労支援に関する種々の機会を活用する。
- 養護学校等や医療機関等に対しても、セミナーや事業所見学会等への参加の働きかけ等を行う。
- 障害者本人やその保護者に対しても、セミナーや事業所見学会等への参加の働きかけを行い、一般雇用への移行に対する安心感の醸成を図る。
- 福祉施設等や障害者本人への働きかけ等を通じて、一般雇用を希望する障害者を把握した場合には、公共職業安定所は、当該福祉施設等、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等と連携し、チーム支援による一般雇用に向けた一貫した個別支援を実施する。

3 個別支援を着実につなぐための、福祉施設等との連携の強化

(1) 就労移行支援事業予定者との連携関係の確立

公共職業安定所は、就労移行支援事業の実施を予定している事業者とあらかじめ連携関係を確立し、当該事業を利用する障害者の円滑な就職や、離職した障害者の再就職チャレンジに向けた、継続的な支援の構築を図る。

(2) 障害者就業・生活支援センターとの連携

生活面の支援が必要な障害者や、就職後において継続的な職場適応支援が必要と考えられる障害者については、公共職業安定所は、求職活動の段階から障害者就業・生活支援センターへの登録も勧奨する等により、当該センターとの緊密な連携による効果的・継続的な支援を実施し、円滑な就職及び職場定着を図る。

(3) ジョブコーチ支援実施機関との連携

都道府県労働局及び公共職業安定所は、ジョブコーチ支援を実施する機関との日常的な連携の確保に努め、地域障害者職業センターとの連携を図り、これらの機関による支援を効果的に活用し、障害者の円滑な就職及び職場適応を図る。

(4) 障害者委託訓練受託法人等との連携

都道府県労働局及び公共職業安定所は、「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」の受講生や委託先の開拓について、障害者職業訓練コーディネーター等との緊密な連携を図る。また、障害者委託訓練受託法人等と訓練受講者に係る情報を共有し、訓練修了後の着実な職業相談・職業紹介につなぐよう努める。

(5) 養護学校等との連携

公共職業安定所は、就職を希望する生徒の就職支援を効果的に進めるため、養護学校等が行う「個別の教育支援計画」の策定に協力するとともに、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関や地域の関係機関を含めた支援体制の構築を図る。

(6) 医療機関等との連携

公共職業安定所は、精神障害者の円滑な就職を促進するため、引き続き「医療機関等と連携した精神障害者のジョブガイダンス事業」の実施等により、医療機関等との連携を深め、医療・生活支援から就業支援まで含めた円滑な支援活動を展開できる環境整備を図る。

(7) 「就労支援関係機関一覧」の作成と活用

公共職業安定所は、地域の就労支援関係機関について「就労支援関係機関一覧」を作成し、障害者に対する個別の支援に活用するほか、地域の支援ネットワークの強化に役立てる。

(8) 公共職業安定所内の体制の整備

公共職業安定所は、管内事業所の障害者の採用動向の把握、障害者求人の確保、求人の適切な整理等により、迅速かつ的確なマッチングの実現に努める。

また、公共職業安定所の全職員が、障害や障害者について正しく理解し、障害者の就労支援について情報を共有して、組織としての的確な対応ができる体制を整える。

(9) 「就労移行課題チェックリスト」の効果的活用

障害者が一般雇用に移行するための課題を把握し、課題を改善していくための支援計画を作成し、実行するに当たっての、労働・福祉の共通ツールとして開発中の「就労移行課題チェックリスト」の効果的な活用を図る。

(「就労移行課題チェックリスト」は、本年7月頃に完成予定)

4 その他

(1) 障害福祉計画の策定への関与

都道府県労働局は、障害者自立支援法に基づく都道府県及び市町村による「障害福祉計画」の策定に積極的に関与するとともに、当該計画に盛り込まれる「福祉施設から一般就労への移行」に関する目標の達成に向けた取組を行う。

(2) 「障害者雇用支援合同会議（仮称）」への積極的な関与

都道府県労働局及び公共職業安定所は、都道府県ごとに設置される「障害者雇用支援合同会議（仮称）」に積極的に関与し、目標達成に向けた連携体制を強化する。

(3) サービス管理責任者研修への協力

都道府県労働局は、障害者自立支援法による「サービス管理責任者研修」の実施に当たって、都道府県の福祉担当部局との連携の下、労働関係機関の関係者が必要な協力を行うことができるよう、関係機関との調整等を行う。